

第十八條 土地提供者は、於て自作其他、事由に依り土地返還を請求する場合は、其の年、八月三十一日迄、届出をへん

第十九條 土地利用中非常な凶作、大天災其他不可抗力に因り、利用料を減免を要するときは、收穫前届出をへん

前項、請求ありし年の委員會議決を以て、凶作、大天災其他不可抗力に因り、利用料を減免するに依り、其の決定に對し異議を申立んことを得ず

第二十條 土地提供者及利用者、規則利用料の支払を滞り、毎年の積立凶作年の際、委員會議決を以て、適當に処分を命ずることを得ず

第二十一條 剩餘金、処分並に損失額補

第二十二條 剩餘金の準備金に積立つべき金額を控除し尚残存するものは、配當金特別積立金、役員賞與金となすべしを得

第二十三條 剩餘金、配當、其の剩餘金、若しその年度末に於て組合員に拂出資額及準備金特別積立金に對し、持分額を合算し、金額に應じ、其の率、年六分以下となす

第二十四條 損失、額補、若し特別積立金を以て、損失準備金を以てする

第二十五條 加入、増口、既没

第二十六條 新組合員となす者は、其の世帯の口数を増のものとす、若し申立り、組合員となすに差支へん

組合員前項、申立り、受けるに依り、其の旨、組合員に通知し、加入金の増口金及出資、拂出資を為さしめ、其の旨、組合員名簿に記載せしむべし

第二十七條 組合員既没のときは、其の年、年末六月一日前、其の旨、組合員に豫告せしむべし

組合員既没のときは、其の相続人にて權利義務を継承せしむる組合員名簿に訂正をせしむべし

第二十八條 組合員は、理由なくして、組合員に對し、決議を依り、除名する出資拂出及遺言金並に利用料、支拂を為し、一月以上、其の義務を履行せざらん

第二十九條 組合員、設備を他人に利用せしむるに依り、事業の妨げを為し、其の旨、組合員に對し、決議を依り、除名する

第三十條 組合員は、他の組合員に對し、特別積立金を準備金及備出積立金、持分を拂戻せしむることを得ず

第七章 定款、変更及解散